

建設労働者確保育成助成金のご案内

(技能実習コース(経費助成・賃金助成))

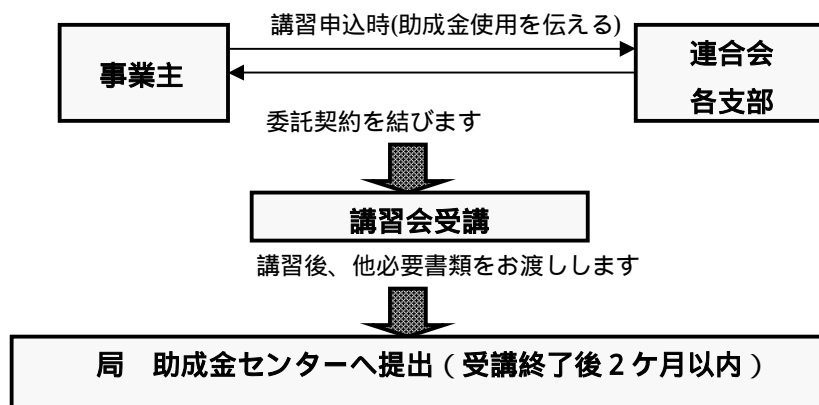
受給資格(下記の条件を満たしている中小建設事業主であること)

1. 資本金3億円以下、又は従業員数300人以下
2. 雇用保険に加入していること
3. 雇用保険料率が1000分の16.5であること
4. 受講生本人が被保険者であること
5. 労働保険料を滞納なく納入していること
6. 過去3年間において不正受給を行っていないこと

対象講習

- 玉掛け技能講習
- ガス溶接技能講習
- 小型移動式クレーン運転技能講習
- 床上操作式クレーン運転技能講習
- 車両系建設機械(解体)運転技能特例講習
- 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- 酸欠・硫化水素危険作業主任者技能講習

助成金ご利用の場合は、講習をお申し込みの際に必ずご連絡ください
講習開始前までに、委託契約を結ぶことが必要です



詳しい手続き方法は下記へお問合せ下さい

福岡労働局 福岡助成金センター 092-411-4701
〒812-0013
福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1階